**重要事項説明書・契約書確認シート　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 障害**

**以下の項目について、既存の重要事項説明書・契約書を確認の上、適宜修正し、提出してください。この確認シートは事業所での確認用ですので、市に提出する必要はありません。**

**重要事項説明書・契約書の共通点検項目**

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック |
| ①　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類を規定していますか。　→　実態と照らし合わせるとともに、運営規程・重要事項説明書・契約書で齟齬が生じていないか確認してください。 |[ ]
| ②　職員の員数は、実態と合っていますか。　→　職種毎に人数が合っているか確認してください。西宮市では「〇人以上」という記載でも可としています。ただし、人員基準を下回る規定はできません。 |[ ]
| ③　営業日、営業時間及びサービス提供時間は、実態と合っていますか。　　→　実態と照らし合わせるとともに、運営規程・重要事項説明書・契約書で齟齬が生じていないか確認してください。 |[ ]
| ④　通常の事業の実施地域を超えてサービス提供をする場合の徴収する交通費は、起点を「通常の事業の実施地域を超えた地点から」、徴収する交通費を「実費相当額」等の記載になっていますか。　×不適切な例：事業所から片道１キロメートル以上で、１キロメートルにつき500円を徴収　　　　　　　　※起点が「事業所から」となっているため不適切※実費相当額以上の金額を徴収することは不適切　〇適切な例：通常の事業の実施地域を超えた地点から実費相当額を徴収 |[ ]
| ⑤　通常の事業の実施地域は、実態と合っていますか。また、当該地域は客観的にその区域が特定されるものになっていますか。→　通常の事業の実施地域内では、距離を理由にしてサービス提供を拒むことができません。また、サービス提供ができる適正な範囲となっているか確認してください。×不適切な例：西宮市（塩瀬・山口地域を除く）　　　　　　　　※地域の範囲が不明瞭であるため不適切　〇適切な例：西宮市（西宮市が定める日常生活圏域における塩瀬・山口地区は除く） |[ ]
| ⑥　文書の保存期間は、実態と合っていますか。また、保存文書の期間は適正ですか。　　→　運営規程・重要事項説明書・契約書で齟齬が生じていないか確認してください。×不適切な例：２年　〇適切な例：５年 |[ ]
| ⑦　関係法令の名称は、正しく記載していますか。根拠法令を厚労省の基準等にしている場合には、下記の通り修正が必要です。→　サービス毎の関係法令は、別紙２「法令等一覧表（西宮市障害福祉サービス事業者用）」参照 |[ ]

**重要事項説明書・契約書の共通点検項目**

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック |
| ⑧　厚生労働省が策定した個人情報保護に関するガイドラインの名称は、正しく記載していますか。〇適切な例：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン |[ ]

**重要事項説明書の点検項目**

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック |
| ①　利用料について、最新の単価を記載していますか。　→　報酬改定前の単価や利用料を載せている場合には、修正が必要です。 |[ ]
| ②　行政の苦情受付機関を生活支援課（電話番号0798-35-3130、fax番号0798-35-5304）と記載していますか。 |[ ]
| ③　福祉サービスの第三者評価の実施状況を記載していますか。　　→　実施している場合は「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」「評価結果の開示状況」を記載してください。　　→　実施していない場合は「実施していない」ことを記載してください。（例）　第○条　第三者評価の実施状況　　　　　　　 　　　実施なし |[ ]

**契約書の点検項目**

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック |
| ①　契約の当事者は、法人になっていますか。→　契約の当事者は法人でなければなりません。事業所名になっていないか確認してください。×不適切な例：利用者　　　　と△△（事業所名）とは、指定訪問介護の利用に関して次のとおり契約を締結します。　〇適切な例：利用者　　　　と□□（法人名）とは、△△（事業所名）において提供する指定訪問介護の利用に関して次のとおり契約を締結します。 |[ ]